

施策3 ハード・ソフト両面からの

ユニバーサルデザインのまちづくりを進める

●4年間の目標●

ハード面のバリアフリーを進めるとともに、高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人への理解を深め、すべての人が安心して暮らし、社会参加できるような取組を広げます。

●現状と課題●

- 誰もがはじめから社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」のまちづくりには、ハード面のバリアフリーと、互いの違いを認め合い・支え合う心（ソフト面）のバリアフリーの両面からまちづくりを進める必要があります。
- 区内全駅には、高齢者・障害のある方などが円滑に移動できるバリアフリー化された経路が1ルート整備されていますが、1ルートだけでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要です。また、駅ホームの安全性向上のため、未整備駅へのホームドア整備や、駅とその周辺施設の経路において、歩きやすい歩道や道路の整備が求められています。区民や関係施設との連携・調整を進め、連続性に配慮した整備や歩道等に障害物を置かないなどの適正利用に係る普及啓発を行い、外出環境をより安心・快適にすることが必要です。
- 飲食店やサービス店舗のバリアフリー化について、積極的に進めるべきと考える区民が増えています。誰もが安心して利用できる環境が広がるよう、事業者に対し、主体的なハード整備と人的対応も含めたソフトの取組を促していくことが必要です。
- 区立施設や区立公園の整備や改修は、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づきバリアフリー整備を進めています。様々な利用者が安全かつ円滑に利用できる整備のためには、引き続き高齢者、障害のある方、乳幼児連れなど当事者の意見を取り入れた設計等を行うことが重要です。
- やさしいまちづくりについて学んだことのない区民は5割を超えています。様々な人が参加・交流し、ユニバーサルデザインについて学ぶことができるイベントや学習の機会の充実が必要です。
- 障害のある方や外国人などが参加しやすい社会をつくるためには、誰もが必要な情報を手に入れやすく、わかりやすく受け取れるよう、情報保障を推進することが必要です。

取組項目 1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす

全ての人々が等しく社会参加する機会を確保するためには、安心・快適に利用できる施設や環境の整備の更なる推進が必要です。また、区民、事業者とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を浸透させ、利用者の視点を取り入れながら整備や改修を進めることが大切です。

区民や事業者等とともに駅、建築物、公園等のバリアフリー化を一層進め、多様な利用者に配慮した環境整備や合理的配慮の提供などの取組を進めていきます。

(1) 駅と駅周辺のバリアフリー化の促進 事業番号 23

鉄道駅における2ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅では令和6年度の完成を目指してエレベーター設置工事を着実に進め、小竹向原駅では早期着手に向けて取り組むよう、鉄道事業者へ働きかけていきます。区内各駅におけるホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携していきます。

駅と主要な公共施設とを結ぶアクセスルート（※）については、高齢者、障害のある方、乳幼児連れなどの意見を取り入れながら、経路のバリアフリー化と経路上の休憩場所などの環境整備に取り組みます。「公共施設のアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン」の考え方についても、適宜見直しを行い、安心・快適に移動できる環境の向上を目指します。

※アクセスルート…公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路。具体的には、駅の有人改札口等から公共施設内の案内所や窓口等までの移動経路のことをいう。

(2) 民間建築物のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進 事業番号 24

誰もが社会参加しやすいまちをつくるには、多様な人の利用に配慮し、使いやすい建物を増やし、環境を整えることが重要です。特に、医療施設、飲食店、物販店等、地域の中で身近にある施設のバリアフリー化が望まれています。

新築や改築の際には、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づく協議による誘導、既存建築物については、福祉のまちづくり整備助成事業の活用等により、適切にバリアフリー整備ができるよう取組みを継続します。また、ハードを補完する合理的配慮の提供など、ソフト面における対応の向上も求められます。設計者や事業者等に対し、小規模店舗改修事例集を活用した工夫の周知や、合理的配慮の提供に係る普及啓発等にも取り組めます。

(3) 区立施設・区立公園のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進事業番号 25

地域には、年齢や性別、心身の状態などから様々なニーズがある人が暮らしています。区立施設や区立公園が、誰もが利用しやすく、楽しめるようにするためには、法令で求められるバリアフリー整備に加えて、利用者の視点による整備や改修、非常時を想定した整備等をさらに推し進めることが大切です。そのためには、練馬区福祉のまちづくり推進条例を運用し、整備基準に適合するように努めるとともに、これまで蓄積してきた高齢者、障害のある方、乳幼児連れなど利用者の声を効果的に活用し、設計に反映していきけるよう、一定規模以上の整備や大規模改修の際には区民意見聴取事業に取り組みます。意見の積み上げが一定程度できている区立施設等については、整備の際の参考にできるよう、必要な整備項目や配慮事項等をまとめ、区民意見の効果的な活用を図ります。

また、バリアフリー整備の効果が発揮されるよう、適正利用に関する周知やハード整備のみでは対応が難しい場合の合理的配慮の提供等に係る周知を行い、利用者のソフト面におけるバリアフリーも進めます。

取組項目 2 相互理解を促進し、誰もが 社会参加しやすいまちをつくる

子どもや、高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人が地域で生活しています。誰もが参加できる地域社会を実現するため、個性を認め合い、バリア（障壁）となっていることは何かなど、お互いに理解し支え合うことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン、多様な文化に関する理解を深めるための取組を強化します。

また、区民や事業者等が、地域の中でやさしいまちづくりへの取組や活動を広げていけるよう、学びの場を充実させ、知識や技術等を学ぶ機会を提供します。

(1) 共生社会実現に向けた理解の促進と意識啓発の推進 事業番号 26

区では、子どもや高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人や様々な文化への理解を促進する取組を実施し、社会参加を推進しています。

社会参加しやすいまちをつくるためには、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、違いを認め合い理解することが必要です。共生社会の実現に向けた情報発信、学習・交流の機会の充実などにより、心のバリアフリーについての意識啓発を推進していきます。

(2) ユニバーサルデザインの理解の促進 事業番号 27

社会の中にある様々なバリアや、立場の違う方の状況を共感し、理解する「ユニバーサルデザイン」の考え方を浸透させ、多様な人がともに暮らし、支え合える社会を実現していくことが大切です。子どもから大人までユニバーサルデザインについて学ぶことができるよう、ユニバーサルデザイン体験教室や地域講座を拡充します。

また、まちの中にあるさまざまな設備について、必要な時に必要な方が使えるよう、適正利用についての意識啓発に関する取組も行い、一人ひとりがユニバーサルデザインや心のバリアフリーを意識し実践できるような、やさしいまちを目指します。

(3) やさしいまちづくりを担う人材育成の推進 事業番号 28

誰もが参加しやすい社会を実現するためには、施設や設備のハード面の取組と、相手を思いやり、支え合うソフト面の取組が相互に補完することが重要です。地域の中で、区民一人ひとりが主体的に考え行動できるよう、つながるカレッジねりま（福祉分野）など、地域福祉を学ぶ場を充実し、福祉のまちづくりサポーターなどを育成します。

また、福祉の現場において、支援に携わる十分な人材を確保できるよう、事業者の人材育成をサポートする取組みや、設計や施工等に携わる事業者向け研修の内容の充実を図り、やさしいまちづくりを担う人材育成を推進します。

取組項目 3 誰にでも伝わる・誰もが使える

情報を充実させる

誰もがともに暮らすことのできる社会を実現するためには、生活や社会参加に必要な情報が、誰にでも「わかりやすく」「受け取りやすい」ものであるよう、情報環境のバリアフリー化の充実が求められます。多様な方法による情報の入手・活用・発信について、整備を進めるとともに、国や都の動向に合わせ、オープンデータ化を促進します。

(1) 障害者や外国人等への情報保障の推進 事業番号 29

区は、点字、音声、手話、多言語翻訳などを活用して、情報保障を実施しています。様々な手段で情報を入手できるよう、ICT を活用した相談窓口や遠隔手話通訳を設置するとともに、コミュニケーションサポーターの養成や手話言語の普及など、支援者を育成する区民向けの取組みの充実を図ります。あわせて、デジタル機器の活用について、身近に相談・体験・操作サポートのできる環境を整え、区民のデジタル利活用の支援を継続します。

(2) デジタル技術の活用による参加しやすい事業の実施 事業番号 30

高齢者、障害のある方、外国人など、情報の入手に配慮が必要な方が、気軽に事業やイベントに参加したり、窓口で相談したりできるよう、音声認識アプリなどの ICT 技術の活用を進めます。また、文字拡大や音声読み上げなどの機能を用いて、より社会参加しやすい環境整備に取り組みます。

(3) わかりやすく利用しやすい情報の発信 事業番号 31

区では、文字の大きさや配色、表現方法に配慮する事項をまとめた「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」を作成しています。情報提供に携わる職員や事業者等へガイドラインを周知し、誰でもわかりやすく利用しやすい情報を発信します。

また、練馬区バリアフリーマップにより、区内のバリアフリー設備状況を引き続き発信します。発信内容の充実やオープンデータ化にも取り組みます。